

資料4-3

発電側基本料金の 見直しについて

- 1. 発電側基本料金の見直しに関する基本的な考え
- 2. 【論点1】課金方法のあり方について
- 3. 【論点 2】割引制度について
- 4. その他の論点について

2021年1月25日 一般社団法人 太陽光発電協会

1. 発電側基本料金の見直しに関する基本的な考え



1) 発電側基本料金導入にあたり

■ 発電側基本料金導入の大前提として、再工ネのFITからの自立と主力電源化を妨 <u>げない課金方式、適切な導入推進に利する制度</u>となるようご配慮願いたい。特に、 今後数年間は、FITに頼らない、コーポレートPPA等の普及拡大を進める重要な 時期となっている。

2) 系統利用ルールや託送料金制度全般の見直しとの整合

- 小売側を含めた託送料金制度全般の抜本的見直しが必要な時期に来ていると認識している。
- 基幹送電線の利用ルールに加え、将来的にはローカル系統の利用ルールについて も抜本見直しが進められると認識している。新たに策定されるマスタープランに 関しても、カーボンニュートラルの実現を前提とした検討が更に必要ではないか。
- こういった状況下で検討される託送料金制度、新たな系統利用ルール、マスター プランと整合した発電側基本料金の見直しとすべく丁寧な検討が必要と思われる。
- 従って、<u>今回の見直しに関しては、拙速に結論を出すのではなく、将来世代に禍</u>根を残すことのないように、系統利用ルールの見直し等の進捗とある程度連動しながら検討を進めるべきではないだろうか。2023年の導入時期を含め、今回の抜本見直しの時間軸についてもご検討頂きたい。

参考:発電側基本料金の見直しの方向性について(前回の再掲) **(プロス**)



発電側基本料金の見直しにあたって、

発電側基本料金の必要性、並びに小売側を含めた託送料金制度全般の抜本的見直し が必要な時期に来ているのではないか。

- ▶ 従来の発電側課金、並びに小売側託送料金は、大規模集中電源を主体とした上流 から下流への一方向の電力供給を前提に設計されている。しかしながら、これか らは脱炭素化に向け、分散電源とデマンドリスポンスが活躍する双方向の電力 ネットワークに急速に変貌していくと考えられ、制度設計の前提が大きく変わり つつある。
- ▶ 系統への接続と運用に関しては、従来より、平時においては地内系統に混雑が発 生しない前提かつ先着優先ルールに基づいており、発電側課金に関しても、その 前提で制度設計がなされた。しかしながら、その前提を大きく変える方針が示さ れ、混雑処理を前提としたノンファーム接続の全国展開を始め、先着優先からメ リットオーダーへの転換、将来的にはゾーン制やノーダル制への移行が検討され ている。これら、新しい系統アクセスと運用ルールに整合した制度設計を開始す べき時期に来ているのではないか。
- ▶ 特に、配電ネットワークにおける電源への課金に関しては、系統増強費用が、原 則、特定負担となっていること、また、配電系統内で消費される場合の送電口ス 削減等への貢献を評価し、大幅な割引の適用等についても検討が必要ではないか。

【論点1】課金方法のあり方:kW課金とkWh課金について 🕡 🕮



- 前回、kWh課金を基本とする課金方法の検討をお願いしたところ、今回、事務局 からは、kW課金とkWh課金を併用し、その比率を1:1とする案が示された。 当協会としては、当面の措置として事務局案に賛同する。
- 一方、将来的には、地内系統の混雑処理を前提とした系統運用ルール(所謂コネ クト・アンド・マネージ)が定着し、全ての電源がノンファーム化するような状 況になれば、kWh課金の比率をより高めることが合理的であると認識している。

KWh課金導入の必要性(一部前回の再掲)

従来の、平時においては地内系統に混雑が発生しない前提かつ先着優先ルールに基づいた 系統接続・運用ルールにおいては、接続された電源は、最大受電電力(kW)の範囲内で、 原則、電源の都合で系統を利用することができる。そのようなルールの下では、電源の最 大受電電力 (kW)に基づき課金することには一定の合理性があるといえる。 しかしながら、このルールが大きく変わり、基幹系統におけるンファーム接続の全国展開 が既に始まり、将来的にはメリットオーダーに基づく混雑処理が行われ、全ての電源がノ ンファーム化する方向で制度の見直しが進めれれている。このようなルールのもと、全て の電源がノンファームとなれば、最大受電電力(kW)での系統利用が保証されなくなる ため、最大受電電力に基づく k W課金よりも、実際に系統を利用し受益したkWhに基づく 課金方式の方が合理的だと考える。

3.【論点2】割引制度について



- 前回、配電系統内の更なる割引等の検討をお願いしたところ、今回、事務局からは、割引はkW課金分としながらも、割引Bの対象範囲を拡大するものとなっている。当協会としては、割引Bの対象範囲を拡大する事務局案に賛同する。
- 但し、割引Bの対象となる条件等については、定量的効果等不明確な点もあるため、事業者の意見も参考にしながら、定量的評価を含め更なる検討をお願いしたい。
- なお、以下についは、中長期的観点も踏まえ、引き続き検討願いたい。
- 系統利用ルールの抜本見直しにおいては、ゾーン制やノーダル制への移行が検討されている。こういった市場主導型の系統利用ルールの下ではスポット価格が電源立地の混雑状況等を反映して決まり、立地誘導の価格シグナルとなる。発電側課金の割引制度と、このような電源立地の価格シグナルを、将来どう併存させるのが、公平でコスト効率的な立地誘導策となるか整理をお願いしたい。
- 前回の会合では、配電系統内における送電口スの低減効果等について、その実態を踏まえた たうえで、割引制度に加える検討の必要性をお願いしたところ。
- kWh、kWの割合について、将来の設備比率も踏まえ将来的に見直しを行うとしているが、 割引制度についても、系統に与える影響などをより精緻化することは重要であり、系統実態を踏まえた割引き制度のあり方について検討をお願いしたい。
- 国が目指すカーボンニュートラルの実現を、コスト効率的に進めるためには、需要側の設備をより電源の多い地域に誘導し、地産地消を推進することが肝要と考える。その為にも、発電側課金の割引制度と併せて、小売り側(需要側)の託送料金の割引制度についての検討を行うことを要望したい。

4. その他の論点について



(1) 小売転嫁について

- 小売転嫁については、次回以降に詳細を検討するとのことであるが、再工ネを 手掛ける発電事業者の多くは、新規参入であったり中小であるため、小売事業 者に対する交渉力が十分とは言えない。
- さらに、風力や太陽光等の変動性の再工ネについては、設備利用率の影響で、 他の電源に比較して、小売りへの売電の取引単位であるkWhベースでの発電側 課金が大きくなり、小売りへの転嫁が困難となる。
- 小売転嫁の検討にあたっては、以上を十分踏まえた検討をお願いしたい。

(2)課金対象について

- 今回の事務局案では、FIT・FIP電源を含め、全電源種に課金してはどうかとの ことであるが、その場合は、小売転嫁に加えて、FIT賦課金による調整措置も早 急に検討されるものと認識している。そこではトータルコストも勘案した検討 が望まれる。
- <u>FIT・FIP制度のもとで新規開発案件を検討している事業者にとっては、追加負担分を制度リスクとして考えざるを得ない</u>状況が続いており、これは、再工ネの主力電源化という観点からば不都合な状況であることをご理解頂きたい。
- また、<u>今後数年から2030年迄の10年は、FITからFIPへの移行を経て、自立導入</u> へ向かう重要な時期でもあることから、FITから自立の妨げとならないように最 大限ご配慮願いたい。

6